

三郷研究会 (Misato Circle) とは

◆三郷研究会は、ヘルスサイエンスおよびヘルスケアに関する調査・研究および会員の研修による相互啓発を目的とした深井保健科学研究所が主催する研究会です。会の主旨に賛同した会員で構成され、セミナー・講演会の開催、機関誌・図書等の刊行などを行ないます。本会は、会員会費および寄付金等で運営され、所定の手続きを経て入会した会員は、本会の事業に参加することができます。

◆ヘルスサイエンス・ヘルスケア (Health Science and Health Care)

「ヘルスサイエンス・ヘルスケア」は、深井保健科学研究所が定期的に発行する学術雑誌です。三郷研究会会員は、この雑誌に投稿し研究発表することができます。また、発行された雑誌が無償配布されます。

三郷研究会会員以外で、「ヘルスサイエンス・ヘルスケア」を希望する方には、実費（1冊1200円（送料含））でお付けします。

◆郵便振替口座

口座番号：00160－6－702678

口座名称：深井保健科学研究所

◆三郷研究会 (Misato Circle) 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、三郷研究会 (Misato Circle) と称する

第 2 条 本会は、ヘルスサイエンスならびにヘルスケアに関する進歩、発展に寄与し、あわせて、会員の親睦による相互啓発を目的とする

第 3 条 本会は深井保健科学研究所が主催し、事務所を深井保健科学研究所内におく

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう

(1) セミナー、コロキウム、講演会その他の集会

(2) 機関誌、図書等の刊行

(3) 内外諸研究会との交流

(4) 細則に定める歯科疫学研究会 (CDE : The circle of dental epidemiology) の事業

(5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、第4条にかかわる事業に参加することができる

第 6 条 本会の年会費は、次のとおりとする
会員 5000円

第 4 章 役 員

第 7 条 本会は、次の役員をおく

- (1) 会 長 1名（深井保健科学研究所所長）
- (2) 研究会幹事 若干名
- (3) 会誌編集委員 若干名

第 5 章 会 議

第 8 条 本会は、毎年、総会および例会を開催する

第 6 章 会 計

第 9 条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる

第10条 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

付 則

本会則は、2003年4月12日より施行する
一部改正 2004年2月21日

◆歯科疫学研究会（CDE）細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、歯科疫学研究会（CDE；The Circle of Dental Epidemiology）と称し、三郷研究会（Misat Circle）の下に置く

第 2 章 事 業

第 2 条 本会は、三郷研究会事業のうち歯科疫学に関する研究および研究支援事業に特化して活動することを目的とする

第 3 章 会 員

第 3 条 本会の会員は三郷研究会員とする

第 4 章 役 員

第 4 条 本会は、次の役員をおく

- (1) 会 長 1名 三郷研究会会長が兼務する
- (2) 研究会主席幹事 1名
- (3) 研究会幹事 若干名

第5章 研究会議

第5条 本会は、毎月例会を開催する

第6条 毎年1回以上歯科疫学に関する拡大セミナーを開催する

第7条 研究会議は当面の間、三郷研究会本部および都内で隔月で行う

第6章 会 計

第8条 本会の会計は三郷研究会の会計に含まれる

付 則

本細則は2004年2月21日より施行する